

仙台市公告 第 598 号

別紙に掲げる者に対する通知については、その送達を受けるべき者の住所、居所、事務所、事業所が明らかでなく、送達できないので、地方税法第20条の2及び仙台市市税条例第4条の規定により公示送達します。

なお、当該書類は、仙台市財政局納税部南徴収課において、保管し、送達を受けるべき者の申し出があれば交付します。

令和 8 年 6 月 22 日

仙台市長 郡 和子

別紙

R8 財納南第 297 号

(担当課：財政局納税部南徴収課)

枝番	送達を受けるべき者の氏名	備考
27	大木 雄	
	以下余白	